

IV ケース別の登録内容の追加・更新手順

下記の1～8のようなケースが生じた場合は、国税・地方税の電子申告の登録内容を追加・更新する必要があります。その処理手順は次のとおりです。

1. 代表者の異動、本店所在地(納税地)の変更、商号の変更があった場合

- 代表者の異動があった。
- 本店所在地(納税地)が変更になった。
- 商号(法人名)が変更になった。

(1) 電子証明書の再取得

代表者の異動等に伴い、電子証明書が失効した場合は、電子証明書を再取得します。

(2) e-TAXグループ通算におけるデータの修正

■ [101. 企業マスター]メニュー> [基本情報の登録]

1. e-TAXグループ通算を起動します。
2. 法人名、納税地に変更があった場合は、[101. 企業マスター]メニュー> [基本情報の登録]画面で該当する項目を修正します。

■ [301. 法人税の前期繰越金額等の確認(修正)]メニュー> [1・2: 納税地・株主等の明細(必須)]WS

3. 代表者に異動があった場合は、メニュー301> [1・2: 納税地・株主等の明細(必須)]WS > [納税地等基本情報]タブで、代表者氏名、代表者住所を修正します。

(3) 国税受付システムへの電子証明書の再登録

■ [203. 暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等]メニュー> [3. 電子証明書の追加・変更・更新]

暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等

7月(日) 7:40 4:47 (日)

国税庁HP等 本日: 令和 6年 7月 4日(木)

0000000001: 千代田製造株式会社

<暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等>

国税受付システム登録内容の追加・変更・更新			電子署名		
暗証番号の期限	令和 7年 4月 4日	電子証明書	登録	電子証明書期限	令和 7年 6月10日
1. 独自の暗証番号の変更	暗証番号の有効期限は3年です。変更前の「独自の暗証番号」でログインします。有効期限を過ぎた場合でも、変更できます。				不要
2. 納税用確認番号の変更	「納税用確認番号」および「カナ氏名・名称」の変更処理は、ここでを行います。				不要
3. 電子証明書の追加・変更・更新	他の電子証明書へ変更する場合や電子証明書を登録する場合は、ここでを行います。				要
4. メールアドレスの変更	登録済みのメールアドレスの変更処理は、ここでを行います。				不要
e L T A × 地方税ポータルシステム登録内容の追加・変更・更新			電子署名		
暗証番号の期限	無期限	電子証明書	登録	電子証明書期限	令和 7年 6月10日
5. 独自の暗証番号の変更	暗証番号の有効期限は無期限です。安全な電子申告のため定期的に更新しましょう。				不要
6. 申告書提出先の追加・削除・確認	申告税目・申告書提出先の追加・削除は、電子申告データ作成(完成)した後、ここでを行います。				不要
7. 利用届出の変更	貴社の「所在地」や代表者の「住所」等の変更は、ここでを行います。				省略可
8. 電子証明書の追加・変更・更新	他の電子証明書へ変更する場合や電子証明書を登録する場合は、ここでを行います。				要

F10業務の選択

電子証明書を再取得した場合に、国税受付システムに新しい電子証明書を登録(更新)します。

1. [203. 暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等]メニュー> [3. 電子証明書の追加・変更・更新]を選択します。
2. 表示されるウィンドウで国税の独自の暗証番号を入力して、国税受付システムにログインします。

電子証明書の追加・変更・更新

提出した開始届出書: 法人用

利用者識別番号: 2222111111111111

署番号: 01103 税務署名: 神田 税務署一覧

住所又は所在地: 東京都千代田区〇〇町3-3

法人名: 千代田製造株式会社

代表者氏名(※1): 千代田 太郎

認証局サービス名(※2): 商業登記認証局

※1: 代表者氏名を入力します。電子署名する者が受任者でも代表者氏名を入力します。
 ※2: 電子署名する者(代表者または受任者)の電子証明書の認証局サービス名を選択します。

OK キャンセル

(内部メモ)

3. 表示内容を確認し、[OK]ボタンをクリックします。次に新しい電子証明書を使用して、電子署名を行います。
 4. 電子署名が完了すると、電子証明書が国税受付システムに送信されます。
- (注) 受任者が電子申告データに電子署名する場合は、代表者ではなく、受任者の電子証明書を登録します。

5. 国税受付システムに送信後、即時通知の受信、受信通知の受信が行われ、受信通知の確認画面が表示されますので、エラーがないことを確認します。

(4) 地方税ポータルシステムの登録内容の更新(利用届出の変更)

■ [203. 暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等]メニュー> [7. 利用届出の変更]

暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等

7月(日) 7:40 4:47 (日)

国税庁HP等 本日: 令和 6年 7月 4日(木)

0000000001: 千代田製造株式会社

<暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等>

国税受付システム登録内容の追加・変更・更新			電子署名		
暗証番号の期限	令和 7年 4月 4日	電子証明書	登録	電子証明書期限	令和 7年 6月10日
1. 独自の暗証番号の変更	暗証番号の有効期限は3年です。変更前の「独自の暗証番号」でログインします。有効期限を過ぎた場合でも、変更できます。				不要
2. 納税用確認番号の変更	「納税用確認番号」および「カナ氏名・名称」の変更処理は、ここでを行います。				不要
3. 電子証明書の追加・変更・更新	他の電子証明書へ変更する場合や電子証明書を登録する場合は、ここでを行います。				要
4. メールアドレスの変更	登録済みのメールアドレスの変更処理は、ここでを行います。				不要
e L T A × 地方税ポータルシステム登録内容の追加・変更・更新			電子署名		
暗証番号の期限	無期限	電子証明書	登録	電子証明書期限	令和 7年 6月10日
5. 独自の暗証番号の変更	暗証番号の有効期限は無期限です。安全な電子申告のため定期的に更新しましょう。				不要
6. 申告書提出先の追加・削除・確認	申告税目・申告書提出先の追加・削除は、電子申告データ作成(完成)した後、ここでを行います。				不要
7. 利用届出の変更	貴社の「所在地」や代表者の「住所」等の変更は、ここでを行います。				省略可
8. 電子証明書の追加・変更・更新	他の電子証明書へ変更する場合や電子証明書を登録する場合は、ここでを行います。				要

F10業務の選択

1. [203. 暗証番号・電子証明書・地方税提出先の更新等]メニュー> [7. 利用届出の変更]を選択します。
2. 表示されるウィンドウで地方税の独自の暗証番号を入力し、地方税ポータルシステムにログインします。

3. 地方税ポータルシステムに登録済みの内容が表示されます。

[法人名称・所在地等]タブと[代表者氏名・住所等]タブの画面で、該当する項目を修正します。

4. 修正後、[電子署名(省略可) eLTA 地方税ポータルシステムへ送信]ボタンをクリックします。

(注) 複数の事務所がある場合でも、地方税ポータルシステムへの送信は1回のみで構いません。[利用者情報提出先]欄で任意の事務所を選択した上で、データを送信してください。

5. 項目名に「(*)」が付いた項目を修正した場合は、電子署名を行います。

当画面で電子署名を行うことにより、利用届出の変更と同時に、新しい電子証明書が地方税ポータルシステムに登録されます。

(注) 受任者が電子申告データに電子署名する場合は、代表者ではなく、受任者の電子証明書を登録します。

6. 地方税ポータルシステムに送信後、「利用者情報等の変更結果の詳細確認」画面が表示されます。当画面でエラーがないことを確認します。

(注) 納税地の変更により、地方税の申告書提出先が変更になる場合は、さらに [224](#) 頁の「6. 地方税の申告書提出先が追加・変更になった場合」の処理を行います。